

平成 17 年 5 月 31 日

社団法人日本循環器学会
禁煙推進委員会 御中

拝啓 新緑の候、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は当会
に対して格別のご理解を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、未成年者の喫煙問題は学校教育、家庭での躾をはじめ社会全体で取組
むべき問題と考えております。私どもたばこ販売組合といたしましても社会の
一員として未成年者の喫煙は重要な問題と捉え、以前より様々な未成年者喫煙
防止活動を行っているところであります。

私どもたばこ販売組合の活動の詳細につきましては、別添の資料をご覧いた
だくものとしますが、貴会からの要望書にありました 4 点につきまして下記の
とおりご回答いたします。

敬具

記

1) 未成年の出入り及び立ち入りが多い場所からの自動販売機の撤去

未成年の出入り及び立ち入りが多い場所というのが、具体的にどのような
場所を指しているのかは不明ですが、平成 16 年 6 月 28 日付の 3 省庁(警察
庁、財務省、厚生労働省)からの要請文により「ゲームセンター、カラオケ
ボックス、コンビニエンスストア、スーパーマーケット等未成年者の立ち入
り及び立寄りが多いと考えられる場所においては、未成年者喫煙防止の観点
からその自動販売機の管理について責任を負う者(従業員又は管理者等)のい
る場所からその自動販売機及び利用者を直接かつ容易に視認できる状況と
すること。」との要請を受けており、たばこ販売組合としてはこの要請に基
づき適切に対応しております。

2) 未成年の目につきにくい適切な場所へ自動販売機の移動

未成年の目につきにくい場所への移動とは、自動販売機を管理する者から
も、一般の人からも目につきにくい場所と考えられます。自動販売機は管理
する者や、回りの大人から視認出来ることにより、未成年者の購入に対して
抑止効果があるものと考えられますので、単に自動販売機を目につきにくい
場所に移動することは逆効果と思われれます。

3) 購入の際の未成年識別

自動販売機での年齢識別については、私どもたばこ販売業界においても積極的に取り組みをしております。

しかし、その導入にあたっては利用者の混乱を招かないよう、また、より効果的な方法で年齢識別を行なうことが出来るよう、現在、鹿児島県種子島において導入検証を実施しており、2008年に全国一斉導入を目指しております。

4) 管理者等による適切な管理の徹底

自動販売機につきましては未成年者喫煙防止の観点から十分な管理、監督が適正に行なわれるよう、自主的かつ積極的な取り組みを行なっております。

具体的には平成8年4月から、未成年者喫煙防止活動の更なる徹底を図るため、深夜の時間帯(23:00~5:00)における屋外たばこ自動販売機の稼働停止を自主的に実施しております。(平成16年度の実績で約99%の実施率となっております。)

また、販売店頭でのポスターの掲出、自動販売機へのステッカー貼付による注意・啓発をはじめ、「愛の一声運動」などの活動を組織を挙げて積極的に行っております。

回答につきましては以上であります。私どもたばこ販売組合は高齢・零細ないわゆる街のたばこ屋で組織されており、多くの組合員がたばこの販売を糧に生活しております。過度の喫煙規制は私ども組合員の生活基盤を脅かすものであることをご理解いただきますようお願い申し上げます。

また、貴会におかれましても、未成年者がたばこを購入または喫煙しているところを見かけましたら、社会の一員として未成年者に対して注意するなど積極的な行動をお願いいたします。そういった地道な活動の積み重ねが青少年の健全な育成に繋がるものと考えます。

以上、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

全国たばこ販売協同組合連合会

平成 17 年 5 月 31 日
 全国たばこ販売協同組合連合会

未成年者喫煙防止に関する取組み

たばこ販売組合ではかねてから、未成年者喫煙防止に関する取組みとして、販売店頭でのポスターの掲出、自動販売機へのステッカー貼付による注意・啓発をはじめ、「愛の一声運動」などの活動を組織を挙げて積極的に行ってまいりました。

たばこは日常生活時間を通しての最寄品として、必要な都度 1 個買いする購入パターンが多い実態から、たばこ自動販売機は広く現代社会に普及したもので、全体売上の約 6 割がたばこ自動販売機からの売上と言われております。

このような実態から、特に零細・高齢なたばこ販売店にとって、たばこ自動販売機は極めて重要な販売手段となっています。

しかしながら、管理の十分行き届かない一部の自動販売機について未成年者のたばこ購入を容易にしているとの批判があることを踏まえ、平成 8 年 4 月から、未成年者喫煙防止活動の更なる徹底を図るため、深夜の時間帯における屋外たばこ自動販売機の稼働停止を自主的に実施し、また、2008（平成 20 年）年に全国一斉稼働を目指す、成人識別機能搭載付たばこ自動販売機の導入に向けた共同研究に取り組んでおります。

以下、たばこ販売業界が取り組んでいる未成年者喫煙防止対策をご説明します。

1. 屋外たばこ自動販売機深夜稼働自主規制の実施

(1) たばこ販売組合の自主的取組

たばこ販売組合を中心に、たばこメーカー、自動販売機メーカー等の協力のもとに、たばこ販売業界全体での自主的な取組みとして実施

(2) 実施時期 平成 8 年 4 月～

(3) 対象 屋外設置のたばこ自動販売機 約 34 万台

(4) 時間帯 23 時 ～ 翌朝 5 時

(5) 実施状況 99.0%（平成 16 年 3 月末）

	H10.4 末	H11.3 末	H12.3 末	H13.3 末	H14.3 末	H15.3 末	H16.3 末
実施率	96.4%	96.8%	97.7%	98.2%	98.6%	98.9%	99.0%

- (6) 深夜稼働の自主規制と未喫防止をお客様、来店者に周知するため、屋外たばこ自動販売機にステッカーを通年貼付

2. 成人識別機能付たばこ自動販売機への取組み

(1) 実施主体

社団法人日本たばこ協会、日本自動販売機工業会および全国たばこ販売協同組合連合会の関係業界3団体全体での取組みとして実施

(2) 検証自販機

ICカードを用いて購入者が購買時点で成人であるか否かを識別し、「成人と確認された場合にのみ販売可能とする機能」を備えた自動販売機

(3) 全国展開時期

成人識別機能を搭載したたばこ自動販売機の開発・導入に向け、所要の検証を重ねて2008（平成20年）年全国一斉稼働を目指している

(4) 経緯

- ① 平成14年4月～平成15年3月
千葉県八日市場市において第一次導入検証実施
- ② 平成16年5月～
鹿児島県種子島において第2次導入検証開始

* 成人識別機能付たばこ自動販売機に関するビデオを制作し、全連合会、単位組合へ配付、各種会議開催時に上映し、本取組みとともに、未成年者喫煙防止活動を強化（平成16年4月）

3. 販売店頭における「愛の一声運動」の展開

- (1) 販売店頭において、未成年者と思われる来店者には「たばこは二十歳になってから」と声をかけ、販売しない活動を全国的に実施
- (2) スローガン「未成年者には売らない、買わせない、吸わせない」

4. 組合員への啓蒙活動

(1) 機関紙等による未成年者喫煙防止の周知と啓発

全国たばこ新聞（機関紙）を通じて、全国の組合員に対して未成年喫煙防止に向けた各種活動の周知と啓発を実施

「平成16年6月28日付三省庁・三局長通知に伴う「会長談話」の発表」

「未喫防止模範店紹介」

「各地での未成年者喫煙防止活動の紹介」

「青少年の非行問題に取り組む全国強調月間」 他

- (2) 未成年者喫煙防止パンフレット等の作成・配付
未成年者喫煙禁止法改正の主旨を記載したパンフレットを作成し、全組合員に配付、連合会、単位組合での各種会議の場で活用
- (3) 未成年者喫煙防止ビデオの作成・配付
平成 15 年 3 月に未成年者喫煙防止啓発用ビデオを作成し、連合会、単位組合へ配付、各種会議実施時に上映し組合員の意識啓蒙と活動の強化を実施
- (4) 未成年者喫煙防止に向けた研修会の開催
 - ① 連合会での研修会実施
平成 14 年度全国 9 ヶ所、15 年度全国 5 ヶ所、平成 16 年度全国 4 ヶ所（11 月現在）において、全国の各連合会で未成年者喫煙防止に向けた研修会を開催。地域社会の一員として青少年の健全育成を行う観点から未成年者喫煙防止対策を強化。
 - ② 青少年指導員養成講座の開設
たばこ販売業界の活動を更に一步進め、社会的要請である青少年の育成問題を業界の課題と捉えて活動できる体制の構築に向けて、関係団体の協力を得て「青少年指導員養成講座」を開設。
たばこ売場における「青少年アドバイザー」を育成する研修を実施
* 平成 15 年度は 103 名、平成 16 年度は 53 名の参加
* 平成 17 年度も前年と同規模で開催予定

5. たばこ販売店頭等での周知活動

- (1) 店頭等での啓発ツール掲出
全国の組合員に対して、未成年者喫煙防止啓発用のステッカー等の各種ツールを販売店頭や自動販売機等に掲出、貼付する活動を実施
「未喫防止啓発用自販機ステッカー」
「未喫防止啓発用店頭釣銭マット」
「未喫防止啓発用店頭スイング POP」 他
- (2) 未成年者喫煙防止バッヂの配付
未喫防止バッヂを作成・配付し、販売店店頭での啓発活動を強化
* 平成 16 年 7 月の「青少年の非行問題に取り組む全国強調月間」に配付、着用
- (3) 未成年者喫煙防止対策ツールの斡旋
全国の連合会に対し、のほり旗、のれん等 8 品目の未成年者喫煙防止ツ

ールを斡旋し、組合員店頭の啓発活動を強化、推進

(4) 街頭キャンペーンの実施

各地域の販売組合では、地域独自の未喫防止啓発用チラシ、ポケットティッシュ等を作成し、高校関係者、PTA とともに春休み、夏休み開始前などに校門で生徒に配布、または街頭、駅にて配布

(5) 地域独自活動の展開

主に女性（婦人）部が中心となって、地域独自の活動を積極的に展開

「未喫防止マスコットを制作し、店頭掲出またはお客様に配布」

- ・ 未喫防止マスコット人形、ペーパークラフトなど

「地域の小中高校と共催で、『未喫防止標語コンクール』を実施」

- ・ 優秀作品をポスター化して店頭へ掲出

他

6. 未成年者喫煙防止対策協議会の開催

各地域の自治体、地元警察、たばこメーカー等が一体となって「未成年者喫煙防止対策推進協議会」を設置し、関係団体が協同しての未成年者喫煙防止活動を推進

7. 未成年者喫煙防止キャンペーンへの協賛

(1) 内閣府主唱「青少年の非行問題に取り組む全国強調月間」への協賛

毎年 7 月に実施される内閣府主唱の「青少年の非行問題に取り組む全国強調月間」（参加：財務省、警察庁等／協賛：日本たばこ協会ほか）に協賛

- ・ 内閣府・警察庁作成ポスターの販売店店頭での掲出
- ・ 未喫防止バッジの全組合員への配付（平成 16 年 7 月実施）

(2) 青少年育成国民会議主唱「未成年者喫煙防止キャンペーン」への協賛

毎年 7・8 月に実施される青少年育成国民会議主唱の「未成年者喫煙防止キャンペーン」（後援：内閣府、警察庁等）への協賛

(3) 社団法人日本たばこ協会（TIOJ）実施の未成年者喫煙防止対策の後援

毎年 12 月、日本たばこ協会が実施する未喫防止キャンペーン（後援：内閣府、財務省、警察庁、（社）青少年育成国民会議）の後援

(4) 日本たばこ産業株式会社実施の未成年者喫煙防止対策への後援

毎年 7 月・11 月に日本たばこ産業（株）が実施する「未成年者喫煙防止新聞広告」へ後援

以上